

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び松山市公営企業の契約に関する規程（昭和 41 年企業局規程第 14 号）により準用する松山市契約規則（平成 20 年規則第 11 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

松山市公営企業管理者 大崎 修一

一般競争入札公告個別事項

入札に付する事項	件名	施設 8 支管 2 3 号配水管布設替工事（平田町）		
	履行場所	平田町		
	工事概要	配水管 φ100 HPPE L=266.1m 配水管 φ150 DIP L=113.2m 給水管 φ20 21 箇所 給水管 φ25 3 箇所 給水管 φ30 1 箇所 給水管 φ40 3 箇所 給水管 φ50 1 箇所		
	履行期限	令和 9 年 5 月 10 日		
	予定価格	53,625,000 円（48,750,000 円（消費税及び地方消費税を除く。））		
	執行条件	調査基準価格	変動型の適用	有
	施行番号	26-101090-0-0046		
入札参加資格	(1) 建設業許可	許可業種	水道施設工事業	
		許可区分	一般建設業又は特定建設業	
		本店等区分	本店	
		本店等所在地	松山市内に本店を有していること。	
	(2) 経営事項審査	建設工事の種類	水道施設	
		その他（経審）	－	
	(3) 格付け	格付け業種	水道施設工事	
		格付け等級	A 等級	
		その他（格付け）	松山市指定給水装置工事事業者であること。	
	(4) 施工実績（過去 15 年間）	工事の種類等	水道施設工事で 1 件の請負代金額が 2,600 万円以上の施工実績を有するもの（公共工事に限る） ※今回求める格付け業種として受注した工事に限る。	
		出資比率等	元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。また、当該施工実績においては、当該実績の請負代金額に出資比率を乗じたものを、その者の請負代金額とみなす。）	
	(5) 配置予定技術者の資格等及び従事経験（過去 15 年間）	種類	監理技術者又は主任技術者	
		法令による資格・免許等	・上記（1）に掲げる許可業種に関して建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（上記（1）に掲げる許可業種に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。	
		従事経験	－	
	(6) 配管工	資格等（配管工）	松山市公営企業局技能資格者（耐震継手資格を有する 1 級配管工）又は公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に登録されている耐震継手配水管技能者のうち、配水用ポリエチレンパイプシステム協会が発行した受講証を取得している者であって専任で配置できる者であること。	

契約条項 を示す場 所及び問 い合わせ 先	担当部局	松山市総務部契約課
	電話番号	０８９（９４８）６４５４
	FAX番号	０８９（９３４）１７６７
	電子メール	keiyaku@city.matsuyama.ehime.jp
	住 所	〒７９０－８５７１ 愛媛県松山市二番町四丁目７－２
日程等	設計図書等の貸与及び閲覧期間	令和８年９月２９日（火）から令和８年１０月２６日（月）までの 受付時間中
	設計図書等についての 質問提出期間	令和８年９月２９日（火）から令和８年１０月１６日（金）までの 受付時間中
	質問に対する回答	令和８年１０月２０日（火）
	申請書類の提出期間	令和８年９月２９日（火）から令和８年１０月１６日（金）までの システム稼働時間中（ただし最終日は１６時３０分まで）
	入札参加資格通知の日	令和８年１０月２０日（火）
	入札期間	令和８年１０月２１日（水）から令和８年１０月２６日（月）までの システム稼働時間中（ただし最終日は１６時３０分まで）
	開札日時	令和８年１０月２７日（火） ９時５０分
	開札場所	愛媛県松山市二番町四丁目７－２ 松山市役所本館９階 契約課 入札室
	低入札価格調査資料の提出期限	（※調査基準価格を下回った入札を行った者のみ提出） 令和８年１０月２９日（木） １２時００分
支払条件	前払金	請負代金額の１０分の４に相当する額以内の額とする。
	中間前払金	・請負代金額の１０分の２に相当する額以内の額とする。 ・支払済みの前払金との合計金額が請負代金額の１０分の６を超えないものとする。 ・部分払の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。
	部分払	規則第５９条を適用するものとし、中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。
その他	ア	この入札は、電子入札システムによる。ただし、電子入札利用者登録済みの業者が、システム障害等やむを得ない理由により当初から紙入札方式に変更する場合は、「紙入札方式参加申請書」を契約課に提出し承認を得ること。
	イ	松山市低入札価格調査実施要領（以下「低入札価格調査要領」という。）に基づく調査の対象となった場合は、配置技術者は専任で現場に配置すること。（建設業法第２６条第３項ただし書又は第２６条の５の規定による監理技術者等の兼務並びに建設業法施行令第２７条第２項の規定による主任技術者の兼務は認めない。）
	ウ	規則、一般競争入札実施要領、低入札価格調査要領及び松山市建設工事等入札参加者心得等を確認し、入札に参加すること。

注１ 入札参加資格について「－」が記入されている項目については、入札参加資格として設定しない項目である。

注２ 上記の各期間について、「システム稼働時間中」とは、電子入札システムの稼働時間中のことであり、休日（松山市の休日を定める条例（平成３年松山市条例第２４号）第１条に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く日の９時から２０時まで、「受付時間中」とは、休日を除く日の８時３０分から１７時までをいう。

注３ 「入札情報公開システム」の「予定情報」から設計図書等をダウンロードし保存しておくこと。

注４ 「質問に対する回答」の期限後、入札情報公開システムに質疑応答書等、添付文書の追加がないか確認し、追加文書のある場合は内容を十分に理解のうえ、入札すること。